２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、当該各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一　現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型免許に係る応用走行　別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

二　現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する中型免許に係る応用走行　別表第一第四号、第五号及び第十号に掲げる事項

三　現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る基本操作及び基本走行　別表第一第一号及び第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）に掲げる事項

四　現に普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する準中型免許に係る応用走行　別表第一第三号から第十号までに掲げる事項

五　現に普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る応用走行　別表第一第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

六　現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る基本操作及び基本走行　別表第三第一号から第三号までに掲げる事項（普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。）

七　現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る応用走行　別表第三第四号から第六号までに掲げる事項（普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。）及び同表第七号に掲げる事項

八　現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項

九　現に普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許に係る応用走行　別表第四第四号（転回を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項

十　現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者に対する普通第二種免許に係る基本操作及び基本走行　別表第四第二号（交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過並びに坂道における走行を除く。）及び第三号に掲げる事項

３　［略］

４　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる学科教習は、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

［一～七　略］

八　現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習　別表第六第一号から第四号までに掲げる事項及び同表第五号に掲げる事項（高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。別表第五及び第六において「法」という。）第八十五条第十一項の旅客自動車（以下単に「旅客自動車」という。）の安全な運転（第十号において「旅客自動車の高速運転」という。）に必要な知識を除く。）

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一　現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型免許に係る技能教習　別表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

二　現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する中型免許に係る技能教習　別表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

三　現に普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する準中型免許に係る技能教習　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号までに掲げる事項

［号を加える。］

四　現に普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る技能教習　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

五　現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る技能教習　別表第三第一号から第六号までに掲げる事項（普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。）及び同表第七号に掲げる事項

［号を加える。］

六　現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許に係る技能教習　別表第四第一号、第二号（転回を除く。）、第三号、第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

七　現に普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許に係る技能教習　別表第四第一号、第二号（転回を除く。）、第三号、第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

［号を加える。］

３　［同上］

４　［同上］

［一～七　同上］

八　現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習　別表第六第一号から第四号までに掲げる事項及び同表第五号に掲げる事項（高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第八十五条第十一項の旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）の安全な運転（以下「旅客自動車の高速運転」という。）に必要な知識並びに運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転（以下「経路の設定による旅客自動車の運転」という。）に必要な知識を除く。）